

## 令和6年能登半島地震に係る災害初期対応検証会議（第1回）

日 時：令和6年5月21日（火）

11時30分から

場 所：災害対策本部会議室

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 災害初期対応の検証について

（1）検証体制について（資料1）

（2）検証スケジュールについて（資料2）

#### 3 その他

## 令和6年能登半島地震に係る災害初期対応の検証について

### 1 目的

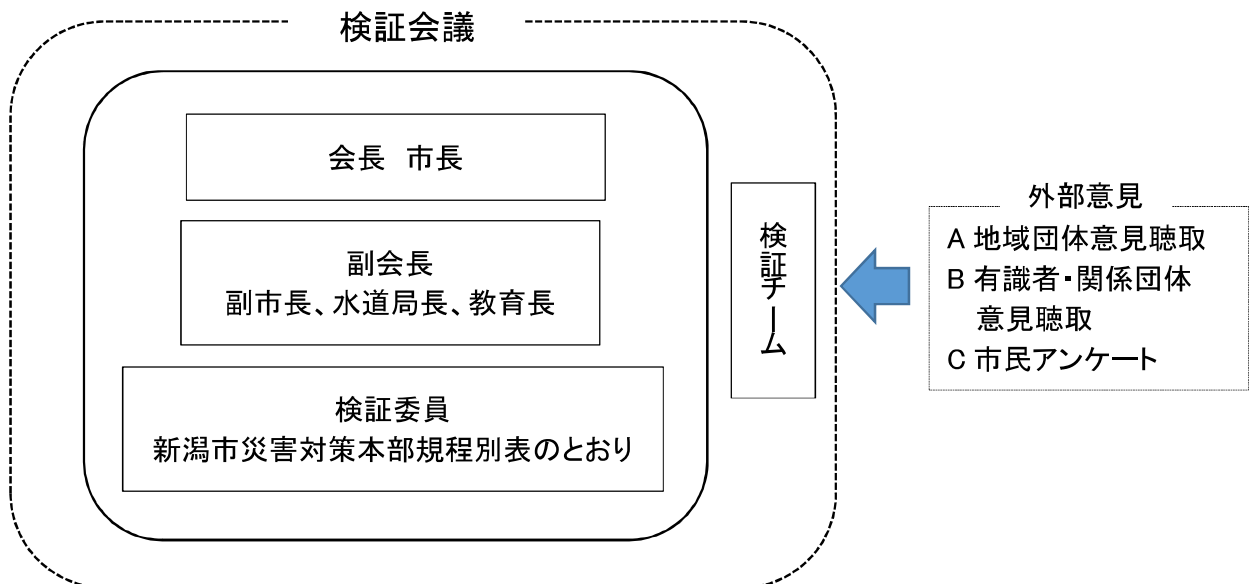
今回の地震に対する本市における災害対応について、全庁的な課題整理を行うとともに、改善に向けた取組を検討することで、本市の災害対応の強化を図り、次の災害に備えていく。

### 2 検証対象期間

発災から令和6年3月末まで

### 3 検証体制

- (1)体制 能登半島地震に係る災害初期対応検証会議
- (2)組織体系 災害対策本部に準ずる



#### (3)検証チーム

各対策部から課長補佐・係長級 1 名

#### (4)外部意見の聴取

- A 地域団体：自治協、コミ協、自主防組織、防災士など(8区で実施)
- B 有識者・関係団体：国、県、関係機関など
- C 市民アンケート

新潟市内在住の18歳以上の市民4,000人を対象に実施

### 4 検証スケジュール

別紙のとおり

### 5 検証結果の活用

地域防災計画(R7.3改正)、各種要綱・マニュアル、令和7年度予算に反映

資料1-2

令和6年5月21日

第1回 令和6年能登半島地震に係る災害初期対応検証会議

令和6年能登半島地震に係る災害初期対応の検証会議設置要綱(案)

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震(以下「能登半島地震」という。)に対する本市における災害対応について、全庁的な課題整理を行うとともに、改善に向けた取組を検討することで、本市の災害対応の強化を図り、次の災害に備えていくため、令和6年能登半島地震に係る災害初期対応検証会議(以下「検証会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 所掌事項は次のとおりとする。

- (1)能登半島地震に係る課題の整理、改善に向けた取組の検討に関すること。
- (2)その他本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検証会議は、会長、副会長及び検証委員で構成する。

2 会長は市長を、副会長は、副市長、水道局長及び教育長をもって充てる。

代位順位は、あらかじめ本部長が定める。

3 検証委員は、新潟市災害対策本部規程(平成4年6月1日施行)第4条に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、検証会議を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 検証会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に検証会議構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検証チーム)

第6条 検証会議に検証チームを置く。

2 検証チームには、新潟市災害対策本部規程(平成4年6月1日施行)別表4対策部及び別表5区本部から1名ずつ選出されたチーム員で構成する。

(事務局)

第7条 検証会議の事務局は、危機管理防災局危機対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

# 令和6年能登半島地震に係る災害初期対応の検証について

資料2  
 令和6年5月21日  
 第1回 令和6年能登半島地震  
 に係る災害初期対応検証会議

## ○検証スケジュール

	R6.4	5	6	7	8	9	10
検証会議		5/21 第1回検証会	第2回検証会議		第3回検証会議	第4回検証会議	
取組事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○検証項目の設定</li> <li>○課題・問題点の抽出</li> <li>○原因の分析</li> <li>○改善策・今後の対策の検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の対策の見直し</li> <li>○改善策・今後の対策の具体化</li> </ul>		検証のとりまとめ	
検証チーム	内部による検証						
外部意見			地域からの意見聴取(A)	有識者・関係団体からの意見聴取(B)	市民アンケート(C)		